

1) 錯誤捕獲について

管理のための捕獲が強化されるに伴い、罟等による錯誤捕獲数の増加が懸念される。一方で、錯誤捕獲についての実態は鳥獣統計等で公表されていない。鳥獣保護管理法の目的が生物多様性と農林水産業の健全な発展にあることから、錯誤捕獲に関する実態の把握が必要と考える。

また、農林水産業の被害防止の目的で張られる防鳥網による羅網についても、実態が明らかでない。霞ヶ浦周辺のアスファルトでは、多い年には二千羽近くのカモやオオバンなどが羅網している（日本野鳥の会茨城県）。少なくとも羅網が頻発していると考えられる場合については実態の把握が必要と考えられる。

2) 鉛弾の規制

鉛による環境汚染の低減や猛禽類や水鳥での鉛中毒を防ぐ目的で、北海道ではエゾシカ猟での鉛弾使用の規制や全国で指定猟法禁止区域制度が設けられている。一方でシカ対策で管理捕獲が増え、また場合によっては死体の放置が認められている。前回の指針の検討の際のヒアリングでも述べたように、本州でも死亡したクマタカの胃からシカの毛が大量に確認された事例がある。

第159回参議院（2004年）での答弁書で以下のように書かれている。

「環境省においては、狩猟のための水辺域における鉛製散弾の使用については、非鉛弾の普及状況等を勘案しつつ、しかるべき時期に全域で禁止することとしているところである。水辺域における鉛製散弾の使用禁止に関しては、狩猟者が非鉛弾の使用に慣れていないこと及び非鉛弾の製造・供給体制が整っていないこと等の課題があると認識しており、関係者の理解を得て非鉛弾の普及を図る必要があること等から、現段階で具体的なスケジュール及びそのための予算をお示しすることは困難であるが、これが早期に実現するよう努めてまいりたい。」この答弁から17年近く経過しており、実現のために現時点で踏み込んだ対応が必要と考える。

また、指針では捕獲実施区域と水鳥又は希少猛きん類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導するとあるが、努力義務であり、指導やその結果の実態が不明である。

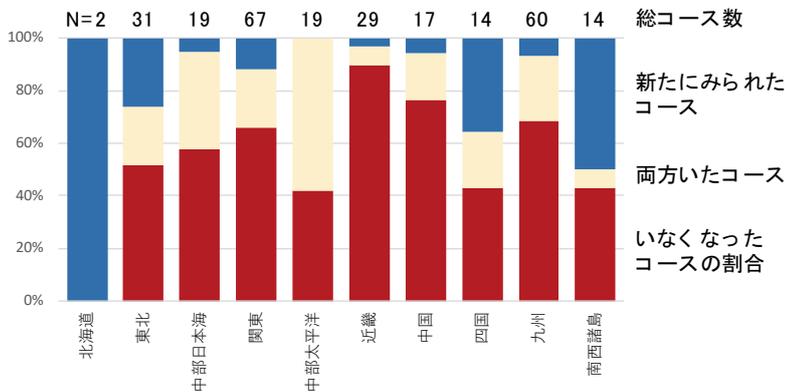
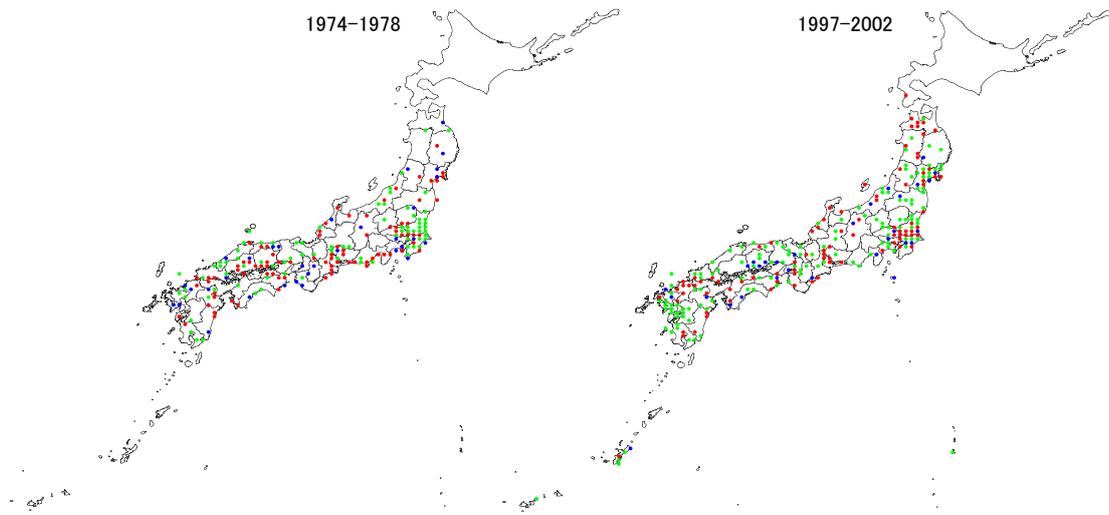
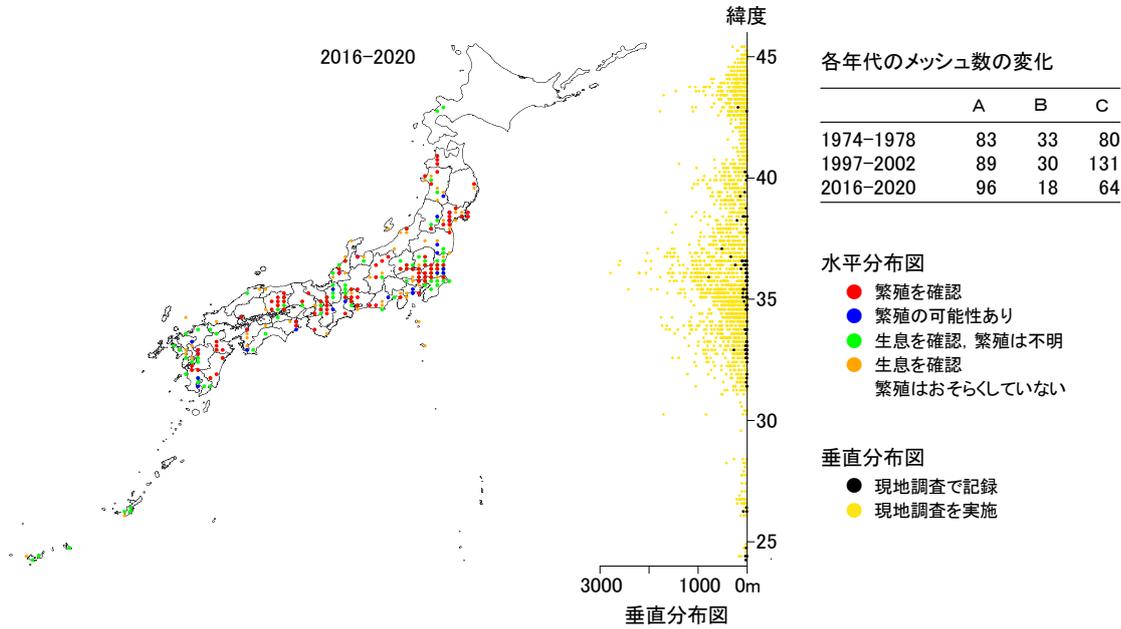
また、狩猟者が非鉛弾への転換を行うために、狩猟者の負担を軽減する措置や地方の銃砲店でも入手しやすい販売ルートの整理等が必要と考える。

3) 狩猟鳥獣の見直しについて

生物多様性センターと鳥類関係のNGOで2016年より5カ年計画で取り組んでいる全国鳥類繁殖分布調査で、狩猟鳥のうちゴイサギとバンが顕著な減少が確認されたことから、狩猟鳥獣から外すことを提案する。

ゴイサギ

メッシュ数は 1970 年代から 90 年代にかけて増加し、その後急減。A ランク(繁殖を確認)が増加したのは、コローニーについての特別の情報収集を実施したため。



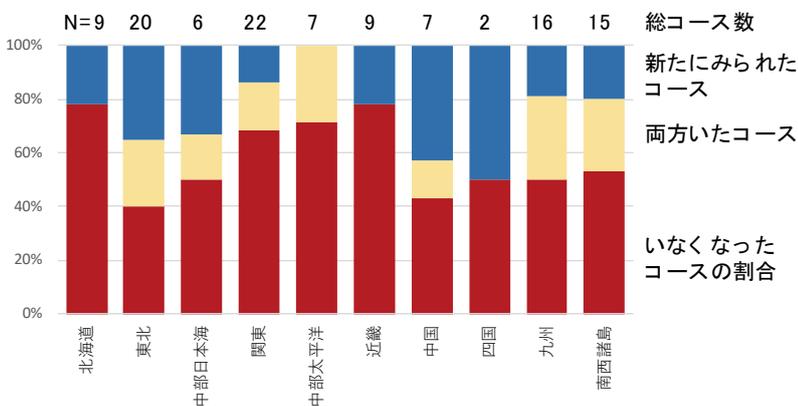
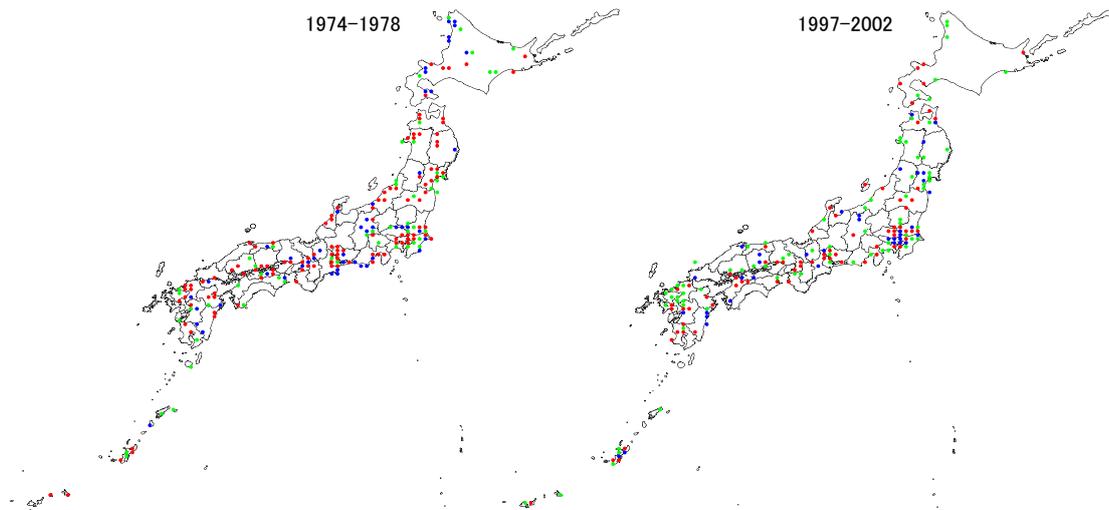
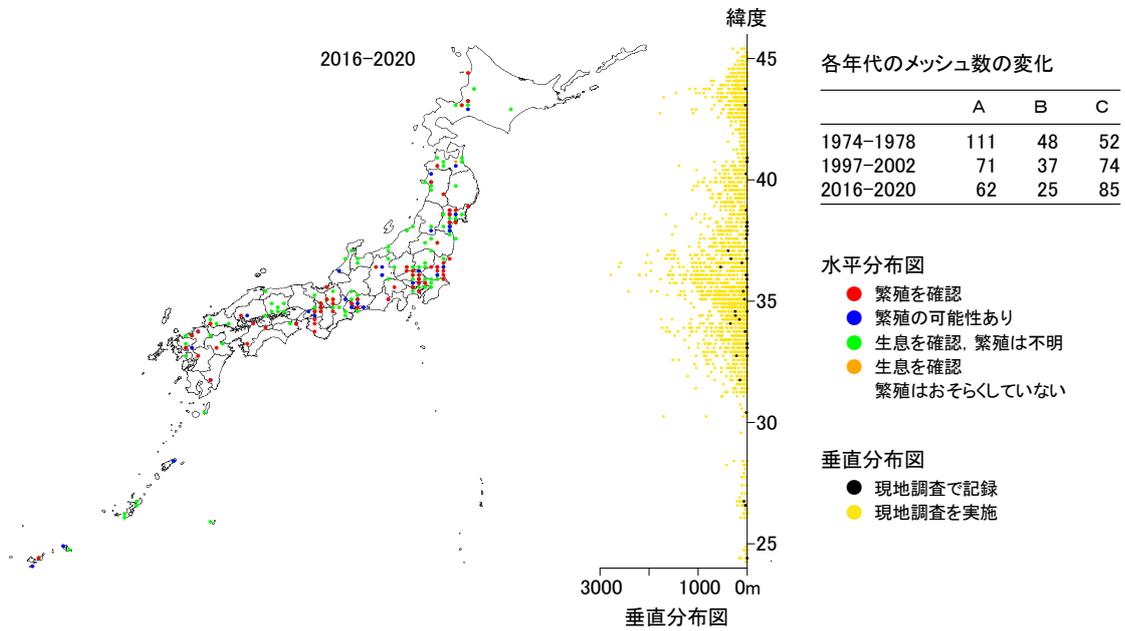
| 確認コース数 | | |
|--------|--------|-------|
| 1990年代 | 2010年代 | 増減 |
| 234 | 99 | -57.7 |

| 現地調査の総個体数 | | |
|-----------|--------|-------|
| 1990年代 | 2010年代 | 減少率 |
| 6188 | 726 | -88.3 |

90 年代からの地域別の記録状況の変化

パン

全体的に減少しているが、Aランク(繁殖を確認)の記録が減少したことより、ヒナ連れの家族をなかなか目撃できないほど個体数が減ったのだと考えられる。



90年代からの地域別の記録状況の変化

4) ノネコ対策

奄美大島やヤンバル、小笠原で自治体と協力してノネコ対策を行われていることに、敬意を評します。一方で、昨年の12月に森林総合研究所のプレスリリースによれば、御蔵島では70年代後半に175万から350万羽と推定されていたオオミズナギドリが10万羽前後と急減し、その要因はノネコによる捕食とされている。

ネコについては、イエネコおよびノラネコは動愛法、ノネコは鳥獣保護管理法で対処すべき問題と考える。特に鳥獣保護区の特別保護地区等からのノネコの排除は必要に応じて鳥獣保護管理法で、新たなノネコの発生抑制は動愛法で取り組むべきと考える。また、生物多様性の観点から重要な場所では必要に応じて、ノネコの影響調査を行い情報を蓄積すべきと考える。

5) ドローンの規制について

近年、ドローンを活用した調査が行われ、水面のガンカモ類を上空から撮影して個体数をカウントしたり、湿原の巣に近づくことなく、タンチョウやチュウヒの営巣を確認するなど野生鳥獣の生息状況の把握に活用されている。一方で、ドローンで水鳥等を記録する場合に、対象となる種に悪影響を及ぼさない離陸場所と水鳥の水平距離や飛行高度などの配慮が必要なことが指摘されている（ドローンを活用したガンカモ類調査ガイドライン）。また、観光客や写真撮影のためのドローンの飛行も今後多くなると考えられる。そこで、鳥獣保護区の特別保護地区等に関しては、飛行の際に、飛行計画の提出を含めた届け出制度を検討すべきと考える。

6) 感染症について

鳥類が運搬する人獣共通感染症としては、高病原性鳥インフルエンザとウェストナイルが当面懸念される。ウェストナイルウイルスは国内では、まだ検出例はないが極東でのウイルスの存在が確認されており、鳥インフルエンザは今季も全国的に流行している。これらのウイルスへの対応として渡り鳥における感染状況のモニタリング体制の構築が必要である。鳥インフルエンザに関し全国的な水鳥の糞便調査が行われているが、ウイルスの検出率がほとんどなく、モニタリング手法として改善の必要性がある。そのため傷病鳥での検査体制や捕獲による検査体制の構築が必要である。これら2つのウイルスでは、鳥類の集団死も起きていることから希少種での集団感染の場合リスクが大きいものと考えられる。また、人獣共通感染症ではないが血液原虫による鳥マラリアに関してもモニタリングの体制整備が必要と考える。

7) デジタル化

少なくとも鳥獣統計の迅速な取りまとめと公表を希望する。例えば2012年度よりメジロの愛玩飼養目的での捕獲が原則禁止されて、それ以降飼養許可数の動向に着目してきたところ、過去のデータから飼養個体の2割前後が毎年死亡していると推定された。したがって来年度更新される飼養許可個体は10年以上使用されていることとなるが、現在公開されている最新の統計は2016年度であり、現在の第12次の鳥獣保護管理事業を評価することができないものとなっている。

| | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 捕獲数 | 2,457 | 7 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 飼養数 | 7,058 | 5,199 | 4,228 | 3,756 | 3,374 | 2,533 |

自治体とのデータ共有のデジタル化による迅速な公開と管理捕獲事業での捕獲数等のデータのGIS化を希望する。